

浜松市立中央図書館古文書解読会解読員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立中央図書館古文書解読会解読員（以下「古文書解読員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、古文書解読員とは、古文書の解読に必要な知識と技術を有し、浜松市立中央図書館（以下、「中央図書館」という。）が行う郷土資料収集、並びに郷土資料の新たな発見を目的として開催する古文書解読会の会場において、参加者が持ち込む（持参する）郷土資料、古文書の解読を行う者をいう。

(職務)

第3条 古文書解読員の職務は、次の各号に掲げる事項の業務を行うこととする。

- (1) 古文書解読会の会場に持ち込まれた郷土資料、古文書類の解読
- (2) 解読した郷土資料、古文書類の由来や意味を解説
- (3) 郷土に関連した資料の収集・整理保存、目録作成
- (4) その他、中央図書館長が依頼する業務

(秘密の保持)

第4条 古文書解読員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第5条 古文書解読員は、第2条に規定する者に、中央図書館長が依頼する。

2 古文書解読員は、浜松市職員の身分を有しない。

(任期期間)

第6条 古文書解読員の任期は古文書解読会の開催案内において通知する。

2 古文書解読員は再委嘱することができる。

(解嘱)

第7条 中央図書館長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、古文書解読員を解嘱することができる。

(謝礼)

第8条 中央図書館長は、古文書解読会解読員に対し、別に定めるところにより謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。